

○医療用配合剤医薬品再評価に関
し、資料提出を必要とする薬効群
等の範囲について—その6

(昭和52年3月31日)
(薬発第336号)

厚生省薬務局長から各都道府県知事宛

医薬品再評価の実施については、昭和46年12月16日薬発第1179号をもつて通知したところであるが、同通知に基づき、下記に該当する品目についてその資料を昭和52年6月30日までに提出するよう貴管下関係各業者に周知徹底方よろしく願います。

記

現に薬価基準に記載されている配合剤医薬品のうち以下のもの

- 1 循環器官用剤であつてこれまでに明示されたもの以外のもの
- 2 外皮用剤であつてこれまでに明示されたもの以外のもの
- 3 細胞賦活用剤
- 4 滋養強壯変質剤
 - (1) カルシウム製剤
 - (2) ヒ素化合物製剤
 - (3) 臓器製剤
- 5 子宮収縮剤
- 6 痔疾用剤
- 7 総合皮膚疾患用剤
- 8 肝臓疾患用剤
- 9 糖尿病用剤
- 10 歯科口腔用剤
- 11 刺激療法剤
- 12 駆梅剤